
第4章

目標達成に向けた施策の各論

- 令和5年4月現在、男女共同参画行政の担当課は「文化・スポーツ推進課」ですが、本章では便宜上「男女共同参画センター」と表記しています。

第4章 目標達成に向けた施策の各論

目標Ⅰ すべての世代における男女共同参画の意識づくり

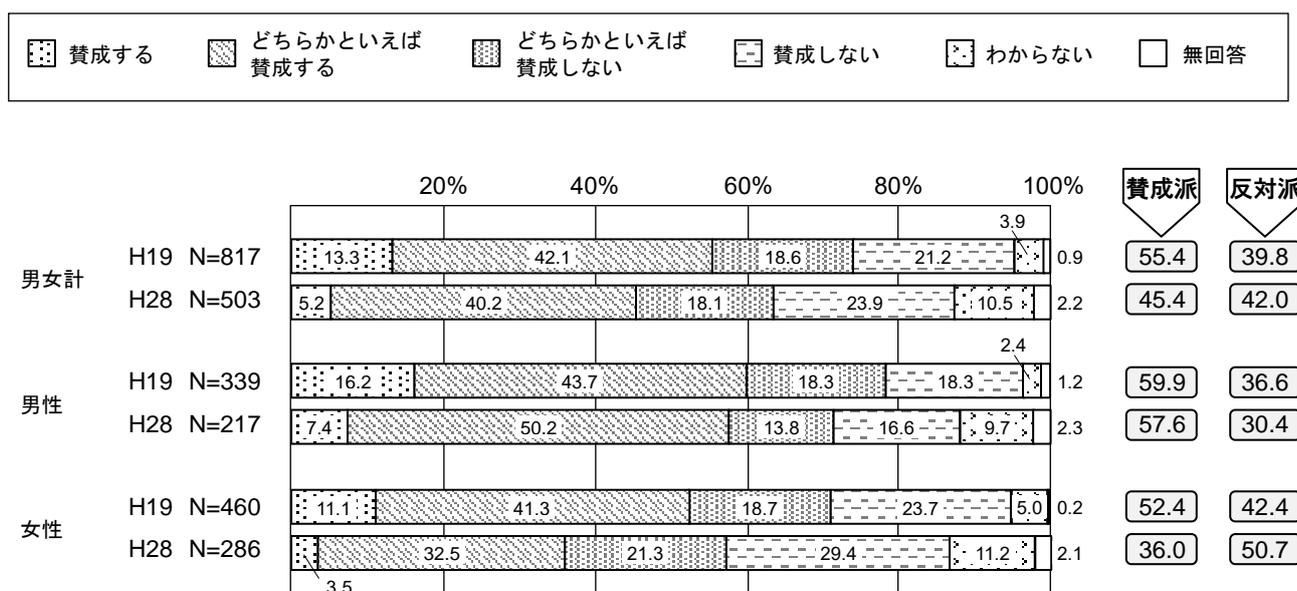
基本的方向1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会を真に実現するためには、社会の制度や慣行の中で形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気づきの機会を提供し解消することが必要です。

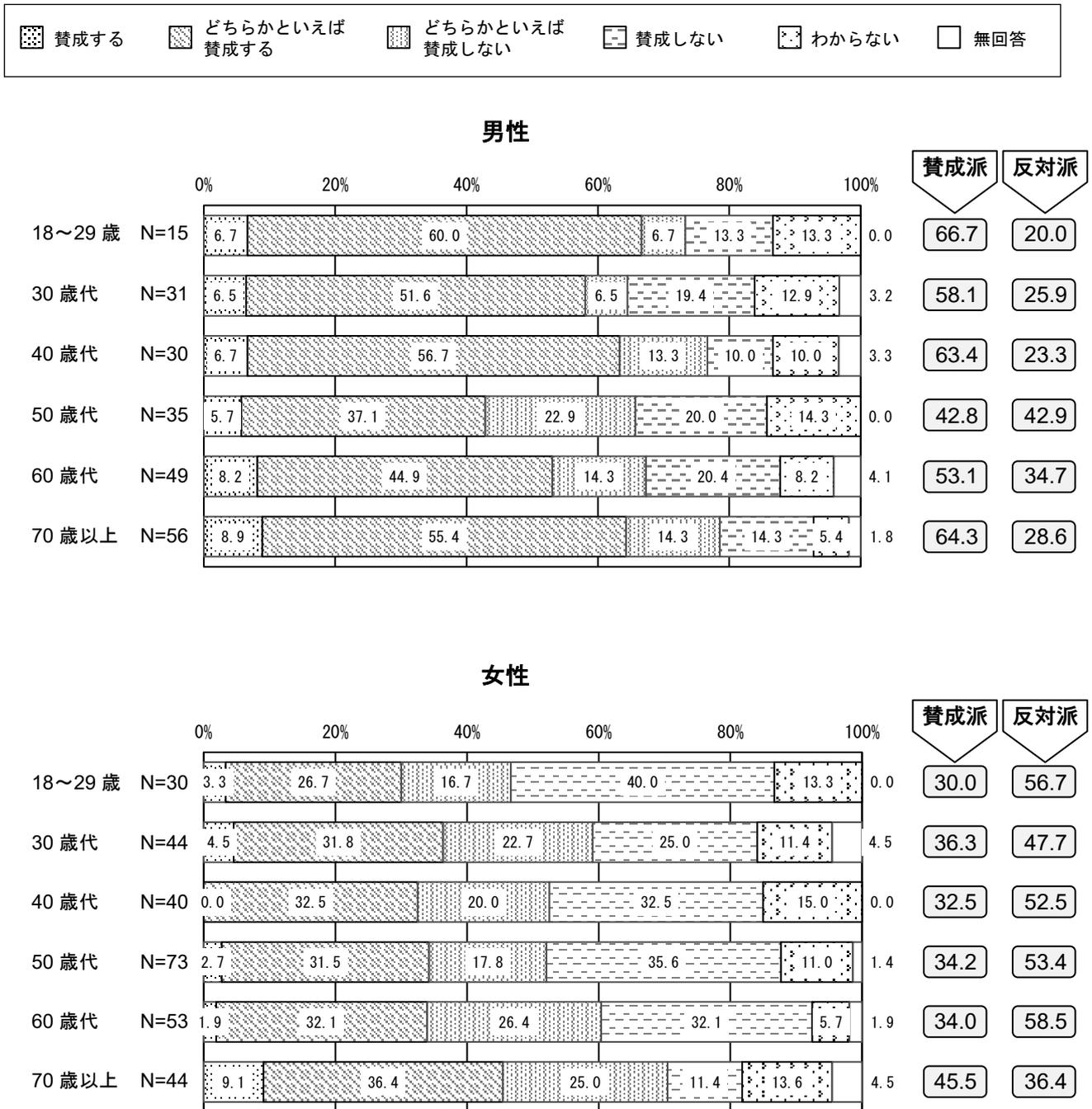
市民意識調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成する」「どちらかといえば賛成する」と回答した「賛成派」は、平成19（2007）年に実施した前回調査より減ってはいるものの（図表24）、すべての年代において男性は40%、女性は30%を超えています（図表25）。こうした市民の意識を変えるためには、あらゆる年齢層において、家庭や地域、職場など市民生活の様々な場面における男女平等意識の形成に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

図表24 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成19年度調査と平成28年度調査の比較】



図表25 「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔年代別〕
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 広報・啓発活動及び情報提供の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する広報や情報提供の充実	本市が作成する人権啓発冊子や市報、ホームページ、SNSなどの情報媒体により、男女共同参画に関する啓発やイベントの告知などの情報発信を積極的に行います。また、国や県などの機関が作成した男女共同参画の理解促進につながる情報を収集し、市民や団体、企業などへ提供します。	男女共同参画センター 市民・人権同和対策課
2	情報媒体におけるジェンダーにとらわれない表現への配慮	本市が作成する広報などの情報媒体や配付物などの文章、及び使用するイラスト・写真などにおいて、固定的な性別役割を連想させる表現にならないように配慮します。	男女共同参画センター 関係各課

具体的施策(2) 男女共同参画に関する学習等の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当課
3	男女共同参画に関する学習機会の充実	多様性を認め合うことや、文化・国籍の違いを理解することなどを目的として、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、誰もが男女共同参画を学ぶことができる機会を充実させます。	男女共同参画センター
4	男女共同参画を推進する団体への支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体が行う、男女共同参画推進を目的とした活動に対して、補助金の交付や活動場所の提供、広報での周知など積極的に支援します。	男女共同参画センター

基本的方向2. 教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、学校や家庭、地域における教育が大きな役割を担っています。子どもの育て方に関する考え方をたずねた市民意識調査の結果では、男の子も女の子も「職業人として経済的に自立できるように育てる方がよい」「炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる方がよい」との回答が男女とも90%を超えていることから、子どもの性別にかかわらず経済的あるいは生活的自立を望む考え方が大半の市民で主流となっているといえます（P.11 図表5、図表6参照）。

その一方で、家庭における役割分担についてたずねた市民意識調査の結果からは、女性が家事の多くを担っていることがうかがえます（P.10 図表4）。

家庭や保育所・幼稚園・学校といった子どもの成長過程の様々な場面において、発達段階に応じた適切な学習・指導内容の設定により、男女共同参画の教育を実施することが重要です。

具体的施策(1) 男女共同参画の視点に立った教育や保育の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当課
5	教育関係者等への理解促進	保育士や教職員など、教育関係者に対し男女共同参画の理解を促進するため、情報発信や研修への参加を働きかけます。	学校教育課 男女共同参画センター
6	家庭における幼児期からの男女平等教育の推進	子どもが成長する上で最も身近な生活環境である家庭においては、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく家族の一員として生活できるよう、講座等を通じて意識の醸成を図ります。	こども育成課 男女共同参画センター
7	教育の場における男女共同参画教育の実施	福岡県教育委員会が作成した「男女共同参画教育指導の手引（改訂版）」をもとに、子どもの発達段階に応じて、男女がお互いを認め合い、性別によって差別が行われることがないよう、人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育を実施します。	学校教育課
8	キャリア教育の充実	子どもが自らの将来に対する目的意識を持ち、主体的で充実した人生を送ることができるためのキャリア教育を充実させます。	学校教育課

目標Ⅰ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方(固定的性別役割分担意識)に賛成しない市民の割合	39.8% (男性 36.6% 女性 42.4%)	42.0% (男性 30.4% 女性 50.7%)	70%
学校教育の場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	41.0% (男性 43.1% 女性 39.8%)	54.3% (男性 55.3% 女性 53.5%)	70%
家庭生活において、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	23.7% (男性 29.2% 女性 20.2%)	30.2% (男性 37.8% 女性 24.5%)	50%

目標Ⅱ 誰もが安心・安全で住みよい地域社会の実現

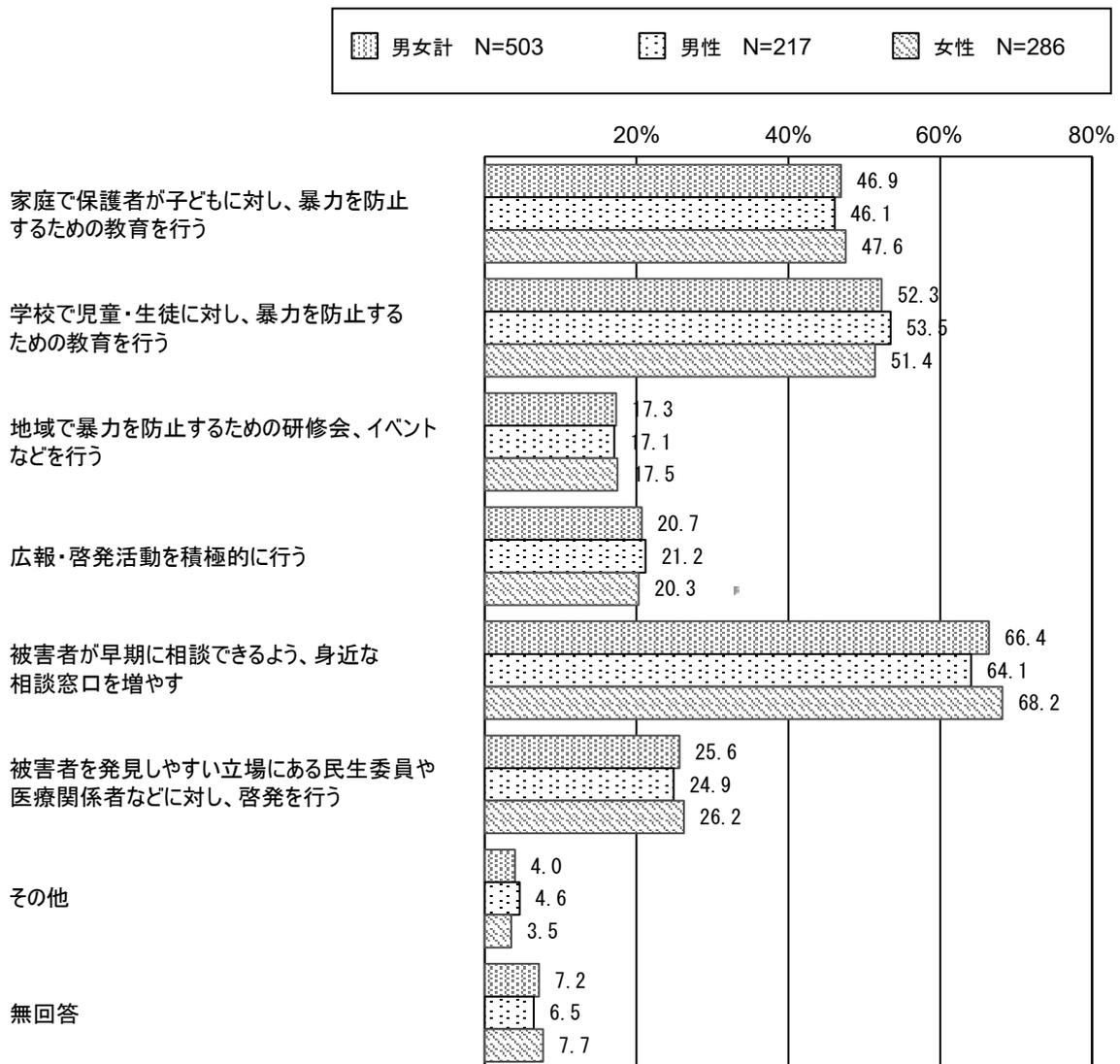
基本的方向1. 配偶者などからの暴力の根絶（直方市DV防止基本計画）

DVは重大な人権侵害であり、犯罪です。しかしながら、市民意識調査の結果では特に「殴られた」「けられた」「物を投げつけられた」といった身体的暴力行為に対し、「監視された」「無視された」といった精神的暴力行為や性的暴力行為が暴力であるという認識が特に男性に低いという結果となっていて、DVに対する十分な理解が進んでいない状況がうかがえます（P.21 図表18）。

また、DVを防止するために必要なことを複数回答でたずねた結果、60%以上の人が身近な相談窓口を増やすことを、40%～50%の人が暴力防止教育を求めていることから（図表26）、DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの被害を防止するため、社会全体で暴力を許さないといった意識を醸成していくための継続的な啓発が大切になります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、潜在的にあった精神的暴力を含むDVやひとり親家庭の増加、女性の貧困問題等が可視化され、男女共同参画が進んでいなかったことが顕在化しました。これまで以上に、相談や支援についての専門機関の周知や、被害者の保護から自立までの継続的な支援が重要です。

図表26 DVの防止に必要なと思うこと ※あてはまるもの3つまで回答
【直方市男女共同参画に関する市民意識調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) DVや性暴力等を容認しない意識の醸成

No.	具体的事業	事業内容	担当課
9	DV やセクハラ、性暴力防止のための広報・啓発	DV やセクハラ、性暴力に対する理解促進のため、広報やチラシ、ホームページなどの媒体を積極的に活用します。また、若年層を対象としたDV及び性暴力予防の啓発や、全国一斉に取り組む「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発し、DVや性暴力等を決して許さない意識の醸成を図ります。	男女共同参画センター
10	あらゆるハラスメント防止のための広報・啓発	市民や市職員を対象に、あらゆるハラスメントに対する正しい理解と認識を深めるための講座や研修の実施、また広報物の配布などにより、意識啓発を行います。	男女共同参画センター 人事課

具体的施策(2) 苦情や相談に応える体制の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当課
11	性別に関する苦情処理体制の整備	性別を理由とした差別的行為などの苦情の申し出があった場合、関係機関と協力しながら必要な調査・確認を行い、適切に対処します。	男女共同参画センター
12	DV 防止対策にむけた相談体制の充実と関係機関との連携	DV や DV による児童虐待、ハラスメントなどの相談に対する迅速かつ適切な対応ができるよう、直方市要保護児童対策地域協議会や、福岡県配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関及び庁内の関係各課との連携を強化します。また、相談員の資質向上のため、福岡県等が行う研修の機会を積極的に活用します。	男女共同参画センター 子育て・障がい支援課 市民・人権同和対策課

具体的施策(3) 被害者の保護と自立支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
13	被害者の安全を最優先した保護体制の確立	被害者の安全な生活を確保するため、情報保護や迅速な保護ができるよう、福岡県・警察など関係機関との連携を図りながら体制整備に努めます。	男女共同参画センター 子育て・障がい支援課
14	被害者の自立へ向けた支援	DV などの被害者が安定・自立した生活ができるよう、施設への入所や就職に関する情報を適宜提供します。	関係各課

基本的方向2. 多様な人々の人権の尊重

支援を要する高齢者や障がい者、ひとり親家庭、性のあり方に関する悩みを抱える性的少数者、外国籍の人や外国にルーツをもつ人（以下「外国人など」という。）など、社会的に少数あるいは弱者とされる人々は生活上の困難に直面しやすく、困難を一人で抱える場合が多くあります。さらに、女性であれば複合的に困難な状況に陥ることが懸念されます。

このような人々の人権を尊重し、安心して生活できるよう支援するとともに、市民に対する理解を促進する必要があります。

具体的施策(1) 生活上の困難解決に向けた支援や配慮

No.	具体的事業	事業内容	担当課
15	高齢者福祉施策の推進	「直方市地域福祉計画」及び高齢者福祉に関する市の個別計画に基づく高齢者の福祉施策について、男女共同参画の観点を取り入れた事業実施に努めます。	健康長寿課
16	障がい者福祉施策の推進	「直方市地域福祉計画」及び障がい者福祉に関する市の個別計画に基づく障がい者の福祉施策について、男女共同参画の観点を取り入れた事業実施に努めます。	子育て・障がい支援課
17	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当などの給付金制度を活用し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、生活安定のために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、相談体制の充実を図ります。	子育て・障がい支援課 保護・援護課
18	性的少数者や外国人などへの配慮	性のあり方に関する悩みを抱える性的少数者や、市内に在住する外国人などに対する偏見をなくし、理解を深めるための啓発や人権教育を行うとともに、総合相談窓口では相談者に寄り添ったきめ細やかな対応に努めます。	男女共同参画センター 市民・人権同和対策課

基本的方向3. 生涯を通じた健康支援

本格的な少子高齢社会を迎えた現在、本市は福岡県や全国との比較で、65歳以上の高齢者人口の増加も高齢化率も高い水準で推移しています。その一方で、本市におけるがん検診や生活習慣病の発症予防を目的に実施している特定健康診査の受診率は、男女ともに県平均を下回っていて、健康に対する意識は高いとはいえない状況です。

さらに、妊娠・出産などの女性特有の健康上の問題について、思春期から男女問わず互いの性差を正しく理解し、認め合い尊重し合うことが、男女共同参画の意識形成の基礎となります。

具体的施策(1) ライフステージに応じた健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
19	生涯にわたる心身の健康づくりの推進	健康管理に対する意識や関心を高めるため、「直方市健康増進計画」に沿った健診業務、健康教育、健康相談の事業実施に努めます。	健康長寿課

具体的施策(2) 妊娠・出産の健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
20	妊娠や出産に関する支援の充実	妊娠・出産期に関する正しい知識を深め、妊娠・出産期における女性の健康支援や、乳幼児に対する保健事業などを充実させます。	子育て・障がい支援課
21	思春期保健福祉体験事業の実施	思春期の子どもを対象として、性に関する教育や、子どもを産み育てることへの意欲を育む学習の機会を充実させます。	子育て・障がい支援課

基本的方向4. 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会は子育てや福祉、防犯や防災など、生活する人の安心・安全を支える最も身近なコミュニティです。そこに暮らす様々な人々が意見を出し合い、合意を形成しながら活発な地域活動が行われれば、住みよい地域社会をつくることにつながります。

しかしながら、人口減少、核家族化といった社会情勢の変化や、地域への帰属意識の希薄化などといった個人の考え方の変化により、地域社会の担い手の減少が全国的に危惧されています。

本市では、令和4（2022）年4月現在 103 の地縁組織^{（※4）}がありますが、若い世代の担い手不足が大きな問題となっています。

また、103 の地縁組織の代表者のうち女性はわずか6人しかいないなど、地域社会を構成する団体の役職には男性が就き、実際に活動を担うのは専業主婦を中心とした女性といったケースが多く見られます。

地域社会の運営に女性も参画し、男女がともに活動を担っていくことが、本格的な人口減少社会に突入するこれからの時代、最低限の必要条件となってきます。

具体的施策(1) 地域活動団体における女性の参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
22	地域を担う団体への意識啓発	地域のコミュニティを形成する地縁組織への女性の参画を促進し、男女がともに地域活動に参加しやすい環境を整備するための情報提供や、出前講座などによる学習の機会を充実させます。	男女共同参画センター 防災・地域安全課

具体的施策(2) 防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
23	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	防災意識を高めるための啓発や講座などを実施し、自主防災組織の設置及び育成に努めます。また、女性や災害発生時に配慮が必要な人のニーズに適切に対応できるよう、「直方市地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」を必要に応じて見直します。	防災・地域安全課 男女共同参画センター
24	地域防災における女性の参画の促進	防災知識の普及のため、地域での防災訓練や防災研修などに女性の参加を呼びかけ、平常時より地域組織への女性の参画意識を高めます。	防災・地域安全課 男女共同参画センター
25	女性消防団の活用	女性消防団員の必要性に対する認知度を高めるための啓発に取り組みとともに、スキルアップや組織力の向上を図ります。	消防本部総務課

※4… 自治会や自治区公民館など、一定の地域に住む住民などにより構成された組織。

目標Ⅱ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
精神的暴力をDVだと思わない市民の割合 <small>(※5)</small> (目標値はゼロに近い方が暴力を許さない意識の醸成につながります)	29.0% (男性 27.2% 女性 30.6%)	24.5% (男性 27.2% 女性 22.5%)	15%
地域活動の場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	24.0% (男性 28.6% 女性 20.7%)	30.2% (男性 39.6% 女性 23.1%)	50%

※5… 市民意識調査において、①「何を言っても無視された」、②「交友関係や電話やメールを細かく監視された」、③「他人や子どもの前で侮辱または馬鹿にされた」をDVだと思わない市民の割合。

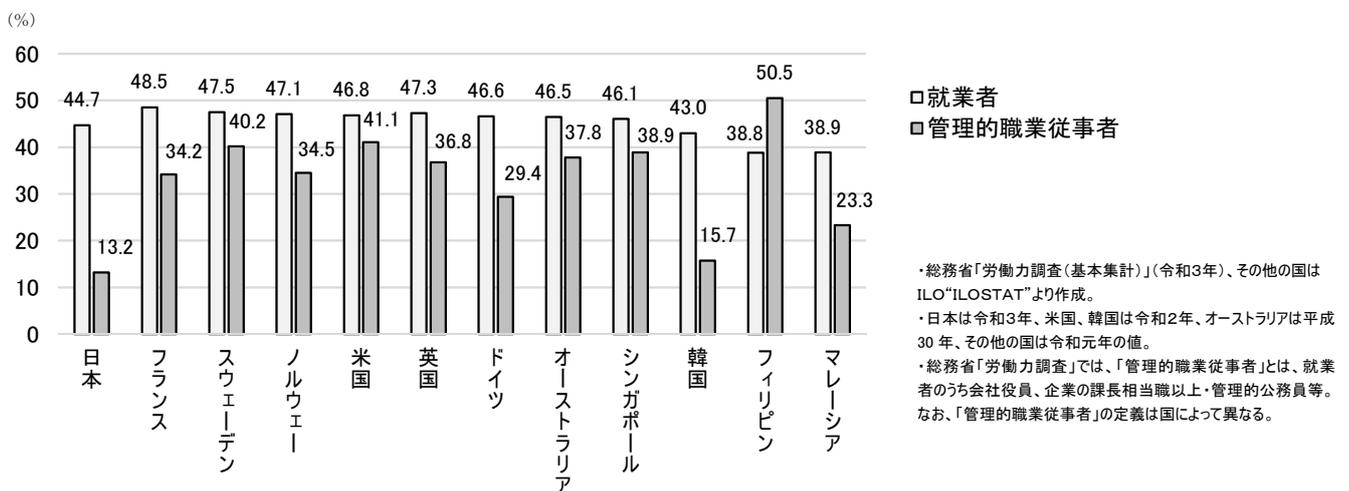
目標Ⅲ 性別によらず個性や能力を発揮できる環境の構築

基本的方向1. 政策・方針決定の場における女性参画の拡充

男女共同参画社会を実現するためには、社会における意思決定の場にあらゆる人の意見が平等に反映される必要があります。政府は、政治や行政、事業所などの組織において政策や方針を決定する役職や地位における女性の参画を促進するため、第5次男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取り組みを進めています。

しかし、現時点（2022年）においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に達しそとは言いえない状況です。我が国の管理的職業従事者に占める女性の割合や、ジェンダー・ギャップ指数^(※6)を見ても明らかのように、諸外国と比較して女性の参画は進んでいません（図表27～29）。

図表27 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合の国際比較
【内閣府 令和4年版男女共同参画白書】

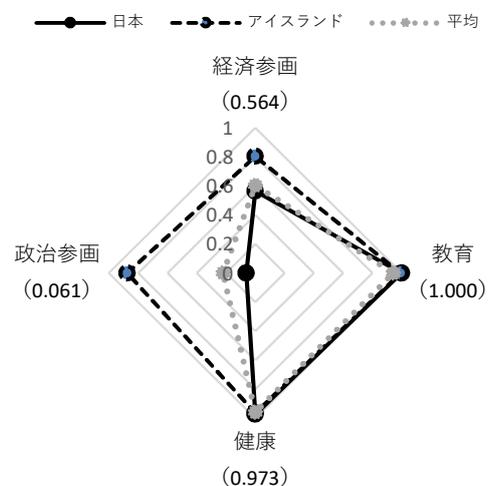


図表28 ジェンダー・ギャップ指数(2022)
※調査対象144か国、主な国の順位
【世界経済フォーラム発表】

順位	国名 (前年度順位)	スコア
1	アイスランド(1)	0.908
2	フィンランド(2)	0.860
3	ノルウェー(3)	0.845
4	ニュージーランド(4)	0.841
5	スウェーデン(5)	0.822
6	ルワンダ(7)	0.811
7	ニカラグア(12)	0.810
8	ナミビア(6)	0.807
9	アイルランド(9)	0.804
10	ドイツ(11)	0.801
11	リトアニア(8)	0.799
12	コスタリカ(15)	0.796

順位	国名 (前年度順位)	スコア
22	イギリス(23)	0.780
25	カナダ(24)	0.772
27	アメリカ(30)	0.769
63	イタリア(63)	0.720
99	韓国(102)	0.689
102	中国(107)	0.682
116	日本(120)	0.650

図表29 ジェンダー・ギャップ指数(2022)
※日本の分野別指数(総合1位のアイスランドとの比較)
【世界経済フォーラム発表】



※6…世界経済フォーラムが、各国の社会進出における男女格差を「政治参画」「経済参画」「教育」「健康」の4つの分野のデータを基に作成した指標で、毎年発表される。「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味する。

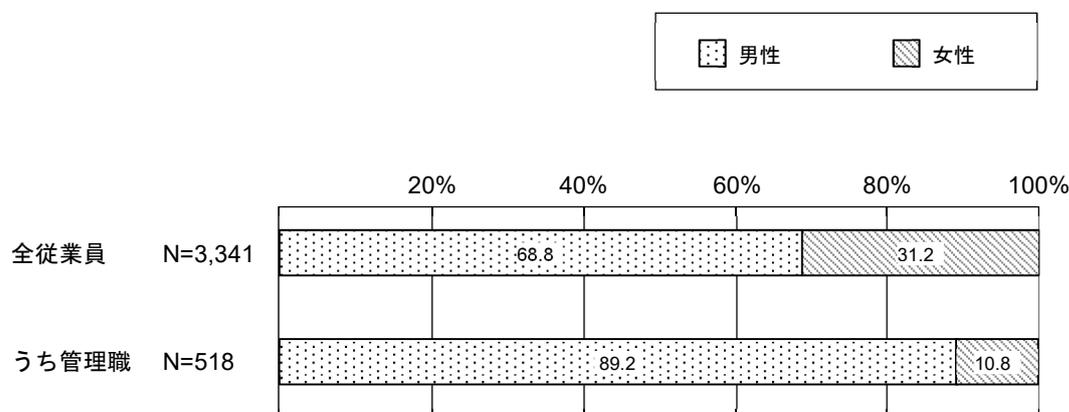
本市でも、平成29(2017)年1月～3月に実施した企業・事業所調査によると、調査対象企業や事業所の全従業員に占める女性従業員の割合は31.2%ですが、管理職に限定すると10.8%にとどまっています(図表30)。さらに、女性管理職がまったくない企業・事業所は全体の48.2%に達していて、組織の方針や意思決定の場における女性の参画が十分でない状況がうかがえます(図表31)。

また、政策決定の分野では「女性登用推進要綱」を平成8(1996)年に施行し、本市の審議会等の女性委員比率が30%以上となるよう、積極的な登用に努めると決めました。その後平成20(2008)年の改正で35%以上、平成25(2013)年の改正で40%以上と、段階を経て目標値を上げてきました。令和4(2022)年4月1日現在、女性委員の比率は38.0%で目標には達していません(P.7図表1)。

このような状況を打開するためには、社会における意思決定の場において女性の参画を促進し、女性とその能力を発揮できるための環境の構築が必要です。

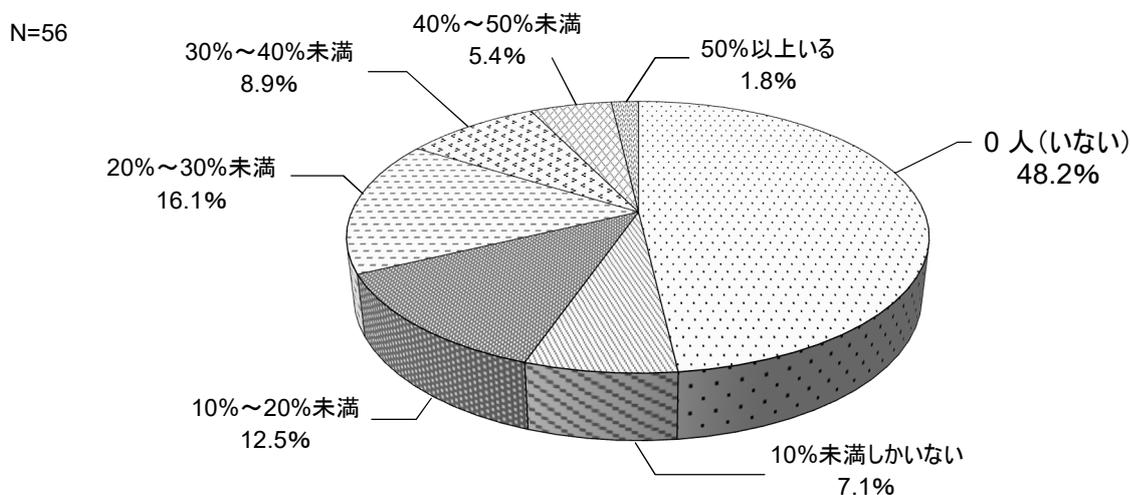
図表30 従業員の男女比

【直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査 平成28年度調査】



図表31 管理職に占める女性の割合

【直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査 平成28年度調査】



具体的施策(1) 男女の意見を平等に取り入れた政策方針決定の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
26	審議会、委員会等への女性委員の登用促進	「女性登用推進要綱」第3条に基づき、審議会などの委員の委嘱や任命に際し、女性委員の積極的な登用に努めます。また、新たに審議会などを設置する際または委員の改選や補充の際には、委員の構成がどちらかの性に偏らないよう配慮します。	全庁
27	「女性人財情報バンク」の充実	「女性人財情報バンク」(以下「人財バンク」という。)について定期的に広報誌やホームページに掲載し、制度の周知を図ります。同時に、審議会などの委員の候補者となる女性の人材把握に努め、人財バンクへの登録を促進します。さらに、行政と人財バンク登録者、あるいは人財バンク登録者同士の連携を深めるため研修会や勉強会を開催し、男女共同参画施策に対する協力・活用の幅を広げます。	男女共同参画センター

具体的施策(2) 女性自身の能力を引き出すための取り組み

No.	具体的事業	事業内容	担当課
28	研修等の開催と参加促進	女性自身の能力を引き出すための各種研修や講座などを開催し、市民や市民団体の役員、事業所などへの積極的な広報により、参加を促進します。	男女共同参画センター
29	女性リーダー育成のための支援	地域や企業、団体などにおいて次世代を担う女性リーダーの発掘や育成を目的として、福岡県男女共同参画センター「あすばる」や大学等が主催する研修やセミナーへの参加費用を一部補助します。	男女共同参画センター

基本的方向2. 雇用の場における男女共同参画の推進(直方市女性活躍推進計画)

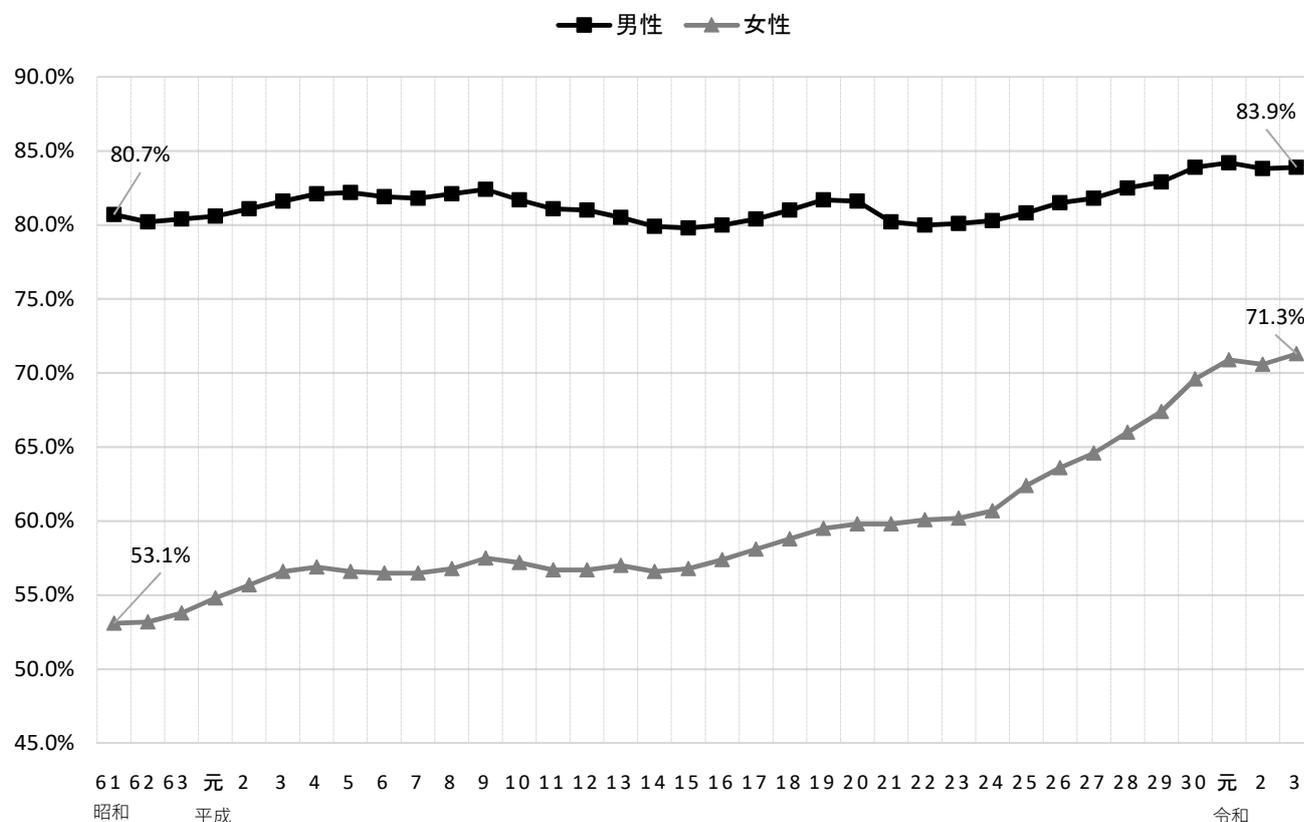
女性の就業人口は年々増えています。総務省の「労働力調査(基本集計)」によると、15～64歳の生産年齢人口の就業率は、男女雇用機会均等法が施行された昭和61(1986)年から令和3(2021)年までの35年間に男性は一貫して80%前後で推移している一方で、女性は53.1%から71.3%と上昇しており(図表32)、今後もさらに上昇することが予測されます。我が国が人口減少という構造的課題に直面する中、社会における女性の活躍は、今後ますます求められています。

市民意識調査でも、女性が職業を持つことについて望ましい形は「ずっと職業を持つ」「子どもができたなら中断し、手がかからなくなって再び持つ」を合わせた回答が80%を超えていて、「女性は職業を持たない方がよい」との回答はわずかに1%以下となっています(P.13 図表9)。

しかしながら、女性が仕事をする上で、現実社会には様々なハードルがあります。女性は結婚や出産・育児、介護を理由とした離職が男性よりも多く(P.14 図表10)、再就職する際も就労条件面で不利な非正規雇用となるケースが多く見受けられます。

大きな潜在力である女性の力が十分に発揮される環境を整備するために、官民挙げて、男女ともに仕事と家庭を両立させるワーク・ライフ・バランスの理解促進や令和4(2022)年4月から段階的に施行されている「育児・介護休業法」に基づく男性の育児休業取得の推進をしていく必要があります。同時に、男性が経営主体となることが多い自営業や農業においても、女性が経営に主体的にかかわり、対等なパートナーとして男性とともに歩んでいくことの重要性を啓発していくことが大切です。

図表32 生産年齢人口(15～64歳)の就業率の推移
【総務省統計局「労働力調査」(基本集計)】



具体的施策(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当課
30	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供	働く人の生活も仕事も充実させ、雇用する事業所にとってもメリットの大きいワーク・ライフ・バランスの理解促進のために必要な啓発や情報提供を行います。	男女共同参画センター
31	子育て支援制度の充実	男女共同参画の視点から、「直方市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育てに関する相談や、「直方市ファミリー・サポート・センター事業」 ^(※7) などの子育て支援施策を充実させます。	こども育成課
32	仕事と家庭・地域活動の両立支援	家事や子育てなどの負担がどちらかに偏ることなく、男女が共に仕事と育児等を両立できるよう、意識啓発のための広報や講座などを実施します。また、女性も男性も様々な地域社会での活動に参画できるよう、意識啓発を図ります。	男女共同参画センター

具体的施策(2) 女性のチャレンジ(就職・復職・創業)支援

No.	具体的事業	事業内容	担当課
33	女性の就職・復職支援	これから働きたいと考えている女性や、結婚・育児・介護などを理由に離職した女性の再就職に関する講座の実施、また関係各機関が行う相談に関する情報の提供など、女性の就職・復職を支援する施策を充実します。	男女共同参画センター
34	女性の創業・働き方を後押しする支援	直轄ビジネス支援センターと協力し創業支援や創業後の安定経営に至るまでの支援を実施します。また、行政、産業界、金融機関などと連携した総合的な支援を実施します。	男女共同参画センター 商工観光課
35	女性が働きやすい環境づくり支援	女性の提案が職場に反映される制度や仕組みなどを導入する事業所や、女性の管理職登用に積極的な事業所などの取り組み事例を紹介し、女性が働きやすい職場づくりを市内の事業所に働きかけます。	男女共同参画センター
36	農業分野における女性の創業支援	農業分野における女性活躍の場を広げ、起業活動を推進するため、農産加工品製造等に取り組む女性農業者に対する支援を行います。	農業振興課

※7… 仕事と育児の両立支援のため、パートタイム就労や急な残業、出産、冠婚葬祭、子どもの病気の際などに、育児の援助を受けたい人と行う人が登録し、相互に助け合う有償ボランティア事業。

具体的施策(3) 誰もが働きやすい労働条件の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当課
37	労働条件や職場環境に関する情報提供・相談事業の実施	ハローワークや福岡県などの関係機関との連携により、仕事と家庭を両立しながら働くことができる労働条件の改善や、労働相談窓口の周知など、安心して働き続けられる職場環境の整備などに関する情報を収集・提供します。	男女共同参画センター 保護・援護課
38	事業主（企業、経営者等）の意識改革、職場風土の改善	雇用や男女共同参画に関する法令や各種ハラスメント防止のため事業主が留意すべきことなどに関する講座の実施、また情報の提供に努めます。	男女共同参画センター
39	男女の対等な雇用機会と待遇の確保の整備に関する啓発	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方の推進、男性の育児参画推進など、就労環境を改善するための情報を事業主や労働者へ周知します。	男女共同参画センター

目標Ⅲ：成果指標と数値目標

成果指標	前回値 (平成19年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和9年度)
審議会・委員会等への女性委員の登用率	27.8% (※8)	33.1% (※9)	40%以上
ワーク・ライフ・バランスについて理解している市民の割合		14.9% (男性 15.2% 女性 14.7%)	40%
職場で、男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	14.1% (男性 14.7% 女性 13.7%)	23.1% (男性 26.3% 女性 20.6%)	40%

※8… 平成20年4月1日現在

※9… 平成29年4月1日現在